

事務連絡

2024年6月28日

県病労執行委員様

各分会長様

県病労本部

綱紀粛正に関する通知について（報告）

連日の取り組みに敬意を表します。

綱紀粛正に関する当局通知が、例年の「県民の信頼確保と厳正な規律の保持について」の通知とは別に各病院に降りていることが現場からの問い合わせで明かになりました。

当局に確認したところ、「年度初めから職員の非違行為が続いており、職員を守るためにも綱紀粛正の趣旨を一人ひとりに理解していただく必要があるため、改めてその周知を所属長に依頼したものである」との説明がありました。

今後、現場が混乱することのないよう、例年と異なる対応を行う場合は、本部への情報提供を求めるとともに、文書問題が連日マスコミ報道されている中、現場の受け止めも踏まえ、行き過ぎた対応のないよう求めました。

記

1. 綱紀粛正については別添のとおり

2. 周知方法：各病院長あてに一斉メールで周知。

確認方法については所属に委ねる。

3. やりとり

組合) 綱紀粛正に関する通知で所属全員への周知を依頼しているが、一部の所属で確認のサインまで求めたと聞いた。このような対応はこれまでになく、現場は困惑している。現在、兵庫県は文書問題が連日マスコミ報道されており、現場がどのように受け止めるのかも考えてもらいたい。ここまで求める必要があるのか。

当局) 当該通知は病院事業管理者より院長あて発出され、各部門の長に対して、職場会議の開催等により職員への周知を求めたものである。サイン等による確認までは求めていないが、職員を守るためにも綱紀粛正の趣旨を一人ひとりに理解していただく必要があるため、閲覧の確認を求めたものと聞いている。

組合) 行き過ぎた確認はないようお願いする。

当局) 承知した。

組合) 緊急対応であったことは理解できるが、例年と異なる対応をする場合、現場が困惑するため、事前に組合に情報提供をお願いしたい。

当局) 承知した。

現業評議会) 今回は、あくまでも周知徹底を図る取り組みと理解するが、ある現場では技能労務職独自の対応もあり、現評として当局姿勢を質させて頂いた。PC端末の利用環境も違い、職種により取り扱いが異なるとの誤解が生じないよう対応してもらいたい。